

公益社団法人青森県観光国際交流機構 入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下「機構」という。）定款第5条の規定に基づき、機構の正会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、正会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(入会手続)

第2条 機構の正会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（第1号様式）に、個人にあつては履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、機構に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 機構への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

(2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、正会員としてふさわしい者と認められる個人又は団体であること。

3 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。

(正会員名簿)

第3条 入会者は、正会員名簿（第3号様式）に登録する。

2 正会員名簿に登録された個人正会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第4条 会費の金額及び納期に関する扱いについては、総会の決議により定める会費に関する規則によるものとする。

(退会)

第5条 正会員は、退会届（第4号様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により正会員が退会したときは、正会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条及び第10条の規定により、退会以外の事由により正会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に正会員名簿の登録を抹消する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、入会及び退会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人青森県観光連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公益社団法人青森県観光連盟と公益財団法人青森県国際交流協会が締結する合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

<p>公益社団法人青森県観光国際交流機構入会申込書</p>	
<p>私（弊社）は、貴機構の正会員として入会したいので、下記書類を添えて申し込みます。</p>	
<p>記</p>	
1 入会希望時期	年度（ 年 月）
2 添付書類	
①	
②	
	年 月 日
	〒
	住所
	氏名（法人名・代表者名）
	⑨
<p>公益社団法人青森県観光国際交流機構</p>	
理事長	殿

第2号様式（第2条関係）

公益社団法人青森県観光国際交流機構入会決定通知書	
貴殿（貴社）は、本機構の正会員として、入会が認められたので通知いたします。	
年 月 日	
	公益社団法人青森県観光国際交流機構 理事長 ㊟
氏名（法人名・代表者名）	殿

（注）入会が認められなかった場合も本様式に準じて通知書を作成すること。

第3号様式（第3条関係）

公益社団法人青森県観光国際交流機構正会員名簿

入会 年月日	正会員名		住所又は所在地	退会 年月日	摘要
	氏名（法人名）	代表者名			
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	
・ ・				・ ・	

（注） 1. 正会員名欄の代表者名は、正会員が法人又は団体の場合に記入する。

2. 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

第4号様式（第5条関係）

公益社団法人青森県観光国際交流機構退会届

私（弊社）は、貴機構の正会員を退会したいので届出ます。

退会予定期日 年 月 日

 年 月 日

〒

住所

氏名（法人名・代表者名）

⑩

公益社団法人青森県観光国際交流機構

理事長 殿